

「商品取引所法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集の結果について

平成20年6月
経済産業省商務課

「商品取引所法施行規則の一部を改正する省令案」について、パブリックコメント手続を実施し、各方面から御意見を募集しましたところ、これに対して5件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた主な御意見等の概要及びその御意見に対する考え方をまとめましたので、下記のとおり公表いたします。今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

記

1. 意見募集の実施方法

(1) 意見募集期間

平成19年11月21日(水)～平成19年12月25日(火)

(2) 意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口(e-Gov)、農林水産省HP及び経済産業省HP

(3) 意見提出方法

FAX、郵送、電子メール

2. 意見募集の結果

意見提出数 5件

3. 御意見の概要及びその御意見に対する考え方

「省令案に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方について」(別添参照)

(別添)

「省令案に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方について」

No	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	「委託者別資産管理・保全台帳」及び「分離保管等に関する調書」の新規追加項目「当日証拠金返還額及び賦課手数料」について、「委託者別総合管理表」の新規項目「返還予定額」の前日の金額を差し引いて計算するようにして欲しい。	改正案は、御指摘のように計算した額を記載することを想定しています。
2	「委託者別資産管理・保全台帳」及び「分離保管等に関する調書」の「受渡しに係る負債」について、「商品取引清算機関等に対して預託された証拠金」の額に加算できるようにして欲しい。	御指摘を踏まえて、受渡しの決済のために商品取引所に預託された財産を記載事項として追加しています。
3	公布と施行の間は最低でも2カ月以上あけて欲しい。	御指摘も踏まえ、施行日は平成20年9月1日としております。
4	各法定帳簿に対する取次会社の記載内容について、施行する前段階で、十分余裕をもった期間をおいて説明・周知をして欲しい。	今後の参考とさせていただきます。
5	何時、どの顧客に対して、どの程度の委託者資産の額を返還したのかの記録をするための帳簿を新たに法定帳簿として欲しい。	